

## 福島県産米精米袋用ラベル使用要領

平成 24 年 8 月 24 日  
平成 25 年 7 月 9 日 改正  
平成 25 年 8 月 16 日 改正  
平成 26 年 6 月 26 日 改正  
平成 27 年 6 月 5 日 改正  
平成 29 年 6 月 12 日 改正  
平成 30 年 6 月 20 日 改正  
ふくしまの恵み安全対策協議会

### (目的)

第 1 条 この要領は、福島県産米を販売するにあたり、放射性物質検査を実施し食品衛生法で定める放射性セシウムの基準値以下である玄米を使用し、安全であることを消費者に伝えるために貼付する精米袋用（小分けした玄米を含む）ラベル（以下、「ラベル」という。）の適正な使用を確保するため、必要な事項を定める。

### (デザイン)

第 2 条 ラベルのデザインは、別途定めるものとする。

### (用途及び使用基準)

第 3 条 ラベルは、福島県内で生産された玄米を 100% 使用してとう精し包装した精米袋、または、小分けした玄米を包装した玄米袋に使用する。

2 ラベルを使用する精米業者、米穀店、または米の販売を行う農家等（以下「使用者」という。）は、以下のすべての使用基準を満たしたものであることを事前に確認してラベルを使用する。

- (1) 使用する玄米は、農産物検査法に基づく検査を受けたものであること
- (2) 使用する玄米は、福島県の管理の下で行われる放射性物質の全量全袋検査を受け、玄米の検査済みラベルが貼付されているものであること
- (3) 「新米」の表示が入ったラベルを使用する場合は、原料玄米が生産された年の 12 月 31 日までに包装された精米等であること
- (4) ラベルデザイン等の加除、修正は行わないこと
- (5) 不使用のラベルが生じた場合は、適正に処分すること

### (使用料)

第 4 条 ラベル作成料、送付料、使用料は無償とする。ただし、ラベルの貼付に要する作業及び機器等の運用経費は、使用者が負担する。

### (申し込み及び承認等)

第 5 条 ラベルの使用を希望する者は、必要となったラベルの年産毎に精米袋用ラベル使用申込書（兼誓約書）（様式第 1 号）及び精米袋用ラベル使用計画書（様式第 2 号）をふくしまの恵み安全対策協議会（以下「協議会」という。）長（以下、「会長」という。）に提出し、使用承認（様式第 3 号）を受けるものとする。

2 使用者がラベルの追加使用を希望する場合は、精米袋用ラベル使用計画書（様式第 2 号）

を会長に提出する。

(使用等の状況報告)

第6条 使用者は、ラベルを使用する都度ラベルの使用状況を記録するとともに、会長が求めた場合には、精米袋用ラベル使用実績報告書（第4号様式）を協議会あて提出する。

(使用状況等の確認)

第7条 協議会は、使用者から前条に基づく報告があった場合、または会長が必要と判断した場合には、精米等ラベル使用状況に関する確認調査を行うことができるものとする。

(事故及び苦情等の処理)

第8条 商品及びラベルの使用により発生した商品に関する事故及び苦情等（以下「苦情等」という。）は、使用者が誠意を持って、その責任のもとに必要な措置を講じる。

2 前項に規定する苦情等については、協議会は一切の責を負わないものとする。

ただし、ラベルの表示内容及びラベルの識別コード等が誘導する先で提供する情報に関する苦情等については、協議会が処理する。

(使用の中止)

第9条 会長は、使用者が次の各号のいずれかに該当した場合または該当するおそれのある場合は、ラベルの使用の中止を命じることができる。

(1) ラベルを不正に使用したとき

(2) 虚偽の届出を行ったことが明らかになったとき、または、ラベルを届出内容に反して使用したとき

(3) 第8条1項に規定する必要な措置を講じなかったとき

(4) その他ラベルの信用を損なう行為があったとき

2 前項の規定によるラベルの使用の中止により、直接また間接に生じた損害のために生じた経費については、使用者が自ら負担するものとする。

3 第1項に規定する使用中止となる事案を原因として協議会に損害が生じた場合、協議会は、当該事案を発生させた使用者に対し損害賠償を請求することができる。

(その他)

第10条 使用者は、この要領に定めるもののほか、ラベルの使用にあたり疑義が生じた事項については、会長と協議のうえ、その指示に従うものとする。

## 附 則

この要領は、平成24年 8月24日から施行する。

この要領は、平成25年 7月 9日から施行する。

この要領は、平成25年 8月16日から施行する。

この要領は、平成26年 6月26日から施行する。

この要領は、平成27年 6月 5日から施行する。

この要領は、平成29年 6月12日から施行する。

この要領は、平成30年 6月20日から施行する。

様式第1号（第5条関係）

精米袋用ラベル使用申込書（兼誓約書）

令和 年 月 日

ふくしまの恵み安全対策協議会長 様  
〒  
住 所

名称及び  
代表者氏名 (自署または捺印)

福島県産米精米袋用ラベル使用要領第5条第1項の規定により、精米袋用ラベルの使用を申し込みます。

なお、精米袋用ラベルの使用にあたっては、福島県産米精米袋用ラベル使用要領の規定を遵守することを誓います。

記

1 使用者

担当者 職・氏名	(上記氏名と異なる場合は記入願います)
送付先	〒 (上記住所と異なる場所に送付する場合は記入願います)
電話	
F A X	
E-mail	

2 使用ラベル

令和 年産米用ラベル

3 使用期間（大まかな目安をご記入ください）

令和 年 月 日 ～ 令和 元 年産米の販売等が終了するまで

様式第2号（第5条関係）

精米袋用ラベル使用計画書

令和 年 月 日


ふくしまの恵み安全対策協議会長 様

〒  
住所

名称及び代表者氏名

記

以下の下線部に必要事項を記入して下さい。（デザインはイメージで、変更する場合があります）

	新米表示なし	新米表示あり
ラベルサイズ		
大 ※1 (29年産米から新設)	1シート6枚×_____シート=_____枚	大きいサイズの新米ラベルはありません。
中 ※2・3 (従来から使用している大きさ)	1シート15枚×_____シート=_____枚	1シート15枚×_____シート=_____枚
	1巻 500枚×_____巻=_____枚	1巻 500枚×_____巻=_____枚
	1巻 3000枚×_____巻=_____枚	1巻 3000枚×_____巻=_____枚
	計 _____ 枚	計 _____ 枚
小 ※4 (29年産米から新設)	1シート24枚×_____シート=_____枚	小さいサイズの新米ラベルはありません。

※1 1シート6枚／：縦7.8cm×横10.6cm。

※2 ロール状500枚／：ロール1.5インチ紙管巻き、外径10cm以内、頭出し。

※3 ロール状3,000枚／：ロール3インチ紙管巻き、外径22cm以内、頭出し。

※4 1シート24枚／：縦3.6cm×横5.5cm。

精米袋用ラベル使用承認書

令和 年 月 日

住 所

名称及び  
代表者氏名

様

ふくしまの恵み安全対策協議会長

平成 年 月 日付で、申し込みのありました精米袋用ラベル使用につき  
ましては、下記により承認します。

記

使用承認番号	令和 年度 第 号
使用期間	令和 年 月 日から 令和 元 年産米の販売等が終了するまで
使用条件	<p>1 ラベルの使用は、以下のすべての使用条件を満たすことを事前に確認すること。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>(1) 貼付する袋は、福島県内で生産された玄米を100%使用してとう精し包装した精米袋、または、小分けした玄米を包装した玄米袋であること</li><li>(2) 使用する玄米は、農産物検査法に基づく検査を受けたものであること</li><li>(3) 使用する玄米は、福島県の管理の下で行われる放射性物質の全量全袋検査を受け、玄米の検査済みラベルが貼付されているものであること</li><li>(4) 「新米」の表示が入ったラベルを使用する場合は、原料玄米が生産された年の12月31日までに包装された精米等であること</li><li>(5) ラベルデザイン等の加除、修正は行わないこと</li><li>(6) 不使用のラベルが生じた場合は、適正に処分すること</li></ul> <p>2 その他、福島県産米精米袋用ラベル使用要領に定める規定を遵守すること。</p>

様式第4号（第6条関係）

精米袋用ラベル使用実績報告書

令和 年 月 日

ふくしまの恵み安全対策協議会長 様

住 所

名称及び

代表者氏名

福島県産米精米袋用ラベル使用要領第6条の規定により、別紙のとおり報告します。

様式第4号別紙（第6条関係）

精米袋用ラベル受払簿

ラベルの種類： 大 ・ 中（新米表示なし） ・ 中（新米表示あり） ・ 小  
※使用するラベルの種類に○をつけてください。

月日	貼付先（品種等）	受入	払出	残数

※異なる種類のラベルを使用する場合は、種類別に用紙を分けて使用してください。